

第2回国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会 議事録

日 時：令和4年12月20日（火）午後3時から午後5時
場 所：国分寺市役所第1庁舎3階 第1・2委員会室
議 題：1. 職員等紹介・委員自己紹介（全員）
2. プラスチック廃棄物の分別及び収集方法の在り方について
3. プラスチック廃棄物の費用負担の在り方について
4. その他

出席者：堀川会長，八ツ藤副会長，佐々木委員，中間委員，大藏委員，金谷委員，岡本委員，遊佐委員，森田委員，谷田委員，横田委員，長嶋委員，辻委員

事務局：栗原ごみ減量推進課長，永沢ごみ減量推進係長，片山主任，池田環境対策課長，佐藤主任，中島清掃施設担当課長，

説明員：和智係長

事務局： 審議会開催前ですが，本日，事前に配布させていただいておりますが資料の確認をお願いします。

第2回審議会資料配布時をお願いしておりますが，第1回審議会の資料1から資料5，第2回審議会の配布資料，次第，資料6 主な意見一覧について，資料7 プラスチック廃棄物の費用負担について，資料8，多摩26市家庭ごみ有料化実施状況一覧。参考に，「ごみ減量リサイクルだより」令和4年10月15日特集号。あとは，第1回審議会議事録でございます。手元に不足している資料はございませんか。大丈夫でしょうか。

よろしければ，事務局から連絡です。資料配付の際をお願いしております議事録の修正等がございますが，修正等がございましたら，審議会終了後に事務局に提出をお願いいたします。また，本日に間に合わなくても週明け月曜日，12月26日までに事務局にご連絡してください。よろしく願いいたします。

また事務局のほうから，議事録について15ページ，上から5行目の「大体その1%の額の倍ぐらいかかるような形で今リサイクル協会から示される」とありますが，この部分について一部錯誤があることが分かりましたので，訂正させていただくことをご了承いただければと存じます。

改めて，本日の会議ですが，国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例施行規則第38条の規定により過半数の出席が必要です。高松委員よりご欠席の旨の連絡を頂いております。中間委員，佐々木委員，金谷委員は少し遅れてくるということで連絡を頂いております。ただ今10名の出席で過半数の出席がありますので，会議は成立していることをご報告させていただきます。

それでは会長，よろしく願いいたします。

会 長： 皆さん，こんにちは。本日もお忙しいところご参集いただき，誠にありがとうございます。今回，第2回の審議会を始めたいと思います。今，事務局から話がありましたように，プラスチック廃棄物の分別収集，そして有料化に関す

る非常に重要な議題が入っておりますので、皆さんご理解の上、ご協力のほど
よろしくお願ひいたします。せつかくですので、冒頭で一言ずつご挨拶いただ
ければなと思ひますので、自己紹介と、再度改めましての方もおられますが、
今日初めてご参画いただいた方、また、対面でご参画いただいた方もおられま
すので、皆様一言ずつどうぞよろしくお願ひします。まずは八ツ藤委員、お願
ひします。

委 員： 国分寺市廃棄物減量等推進委員の八ツ藤です。どうぞよろしくお願ひいたし
ます。

委 員： 消費者団体連絡会から来ております岡本と申します。

委 員： 戸倉に住んでおります大蔵と申します。前回に続きまして、作文を出しまし
たらまた通ってしまいまして、公募委員をやらせていただきます。よろしくお
願ひします。

委 員： 西元町二丁目の町会で役員をしております遊佐と申します。よろしくお願ひ
いたします。

委 員： 教育委員会からの選出で参りました辻アキコと申します。私自身の住まいは
東恋ヶ窪です。よろしくお願ひいたします。

委 員： 小売業としてコープみらいから参りました長嶋と申します。よろしくお願ひ
いたします。

委 員： 東京武蔵農業協同組合から来ました横田と申します。よろしくお願ひします。

委 員： 国分寺市商工会からの推薦で参りました谷田テツナリと申します。仕事は瀬
戸物を作る会社をやっています。

委 員： 日吉町に住んでおります森田でございます。内藤自治会から派遣されてまい
りました。よろしくお願ひいたします。

委 員： 改めましてですけれども私、東京農工大学で教鞭をとっております堀川と申
します。この会の会長を仰せつかっております。住まいは、国分寺市東元町に
住んでおります。改めましてどうぞよろしくお願ひいたします。

事 務 局： それでは、続きまして事務局のほう。・・・その前に委員がお見えになりま
した。

委 員： 遅くなりまして申し訳ありません。消費者団体連絡会の金谷と申します。よ
ろしくお願ひします。

事 務 局： それでは、市側の事務局のほう、私のほうから紹介させていただきます。こ
ちらの審議会の事務局を務めさせていただいております国分寺市建設環境部ご
み減量推進課、課長をしております栗原と申します。どうぞよろしくお願ひい
たします。それから、事務局、ごみ減量推進係長の永沢でございます。
よろしくお願ひいたします。

事 務 局： 同じくごみ減量推進課、片山でございます。よろしくお願ひします。

事 務 局： 本日は説明員として出席をさせていただいております環境対策課課長、池田
でございます。よろしくお願ひいたします。

事 務 局： 同じ庶務係長の和智でございます。よろしくお願ひいたします。

事 務 局： 清掃施設担当課長の中島でございます。よろしくお願ひします。

事務局：そして、環境対策課，佐藤でございます。よろしくお願いします。

事務局：以上，よろしくお願いいたします。

会長：皆様，どうもありがとうございました。事務局のほうもご挨拶，誠にありがとうございます。

それでは，本日の次第に沿って進めたいと思います。まずは議事の2番，プラスチック廃棄物の分別及び収集方法の在り方についてです。資料6について事務局より説明をよろしくお願いいたします。

事務局：プラスチック廃棄物の分別及び収集方法のあり方についてということで，今回は前回審議会のおさらいという形で，資料6をご用意させていただきました。

着座にて説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料6を御覧いただければと思います。前回の審議会のご審議では，国の手引きの下，一括収集における品目ごとの一覧表，157品目のうち，主だったところをご説明させていただきました。この際，委員の皆様からご意見を頂く中で，分別するに当たって考え方をお示しすることが必要だということでございましたので，資料のほうに今回，意見の一覧と市の考え方を載せさせていただいているところでございます。こちらについて順にご説明させていただきます。

まず，1ページ目の分別方法についてでございますが，こちらは4点でございます。先ず，プラスチック製のものとはどういったものなのかという解釈，考え方についての問いでございました。市の考え方といたしましては，御覧のとおり100%プラスチック製のものであることが条件でございまして，プラスチック製以外の部分を取り外せる場合，プラスチック製部分のところはプラスチック廃棄物，取り外せない場合はもやせないごみとして排出するといったところでございます。

続きまして，2点目でございます。こちらはカセットテープなどのテープ類です。こちらについてはどのような考え方かというところでございますけれども，こちらにつきましては，ご意見を踏まえまして，もやせないごみという形での分別としたところでございます。

続いて，3番目でございますが，ハンガーについてでございますが，こちらは柄の部分金属製のものでも，国の基準では外さずに排出できるようになっておりましたけれども，迷い等が生じるところがございますので，考え方といたしましては，1点目と同様に，プラスチック部分はプラスチック廃棄物に，金属製等の取り外せない場合は，もやせないごみにしたいと考えているところでございます。

4番目でございます。市の考え方の基本的な部分です。その物が何であるか，住民周知ですとか，分別の分かりやすさについてのご意見がございました。金属製のものは取り外し，プラスチック100%のものをプラスチック廃棄物とするという考えでございまして，他市のカレンダーのように取り外せない場合は，もやせないごみということで，ちょうど資料裏面になりますが，フローチャートの案という形でお示ししております。

こちらは案でございますが，分かりやすく図解し，今後，発行されますカレ

ンダーに載せて住民周知を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、2番目の収集方法についてでございますが、プラスチックごみの一括回収によってもやせないごみが減ることに伴い、収集回数を月1回に減らすことができるのではないかといったご意見もございましたが、一方で、排出量の多さですとか、金属等の混入にかかる困難度、排出する市民の皆さんの立場を考慮しましたときに、現行のままの収集頻度が必要ではないかといったご意見もございました。1番、2番の市の考え方といたしましては、大幅にもやせないごみの収集量が減少する見込みではないことから、現行の収集方法のとおり、プラスチック廃棄物は週1回、そして、もやせないごみは隔週という形で行いたいと考えているところでございます。

最後になりますが、今回のこうしたご意見を踏まえ、次回、予定しております審議会答申案においてこれらの内容を反映させていただき、取りまとめを進めてまいりたいと考えているところでございます。以上、資料6の説明でございまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長： ご説明ありがとうございます。ただいま事務局よりご説明いただきました内容について、ご意見、ご質問等承るところですが、その前に、1時間経過しましたので、空気の入替えをいたしますので、審議中ですが10分間休憩させていただきます。どうぞご了承ください。

10分休憩後

会長： それでは、事務局よりご説明いただいた内容について、せっかくなので、委員のご挨拶をいただきながら自己紹介と簡単にコメントをいただきたいと思っております。せっかくの機会ですから、佐々木委員と中間委員、お願いいたします。

委員： すみません、遅くなりまして申し訳ありません。このたび審議委員をさせていただきます中間と申します。今日はよろしくお願いいたします。

委員： すみません、私は仕事の傍らというか、広告会社で働きつつも一般社団法人ソーシャルプロダクツ普及推進協会という協会を運営しております。社会課題の解決につながるような商品サービスというのをソーシャルプロダクツと定義をして、世の中に広める活動をしています。ソーシャルプロダクツの中にも、やっぱり分別のしやすいものというものが社会課題の解決につながるということで、最近、企業さんで積極的に作られているといった背景もあります。

ごみ減量というところにまつわる社会課題に取り組んでいらっしゃるNPOさんとか、いろいろなところとお付き合いがありますので、その知識を少し活かす形で、今回いろいろな情報をご提供できたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。すみません、遅くなりました。

委員： 遅くなって申し訳ございません。佐々木と申します。南町から参りました。私はごみ関連は全く素人で、仕事ではシステム開発をしており、全く畑違いですが、システム開発も多くの人に役立つようにと思ってやっております。このごみの案件についても、自分にも子どもがおりますので、将来の何か役に立ったらと思って参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

会長： どうも、よろしくお願いいたします。それでは、改めまして、今、事務局か

らご説明いただきました資料6について意見、ご質問等ございましたら、どうぞよろしく願いいたします。もしよろしければ、委員、前回のときに非常に中心的にご指摘いただいた内容が修正となっていますので、何かコメント等ございましたら。

委員： 分別のところ、前回 40 センチ未満ということで、その理由をお聞きしたような気がするのですが、もう一度 40 センチ未満という理由を教えてください。なぜかという、うちのプラスチックの関係を調べてみると、50 センチ以下だとかなりのものが入るからです。ですから、この 10 センチの差というのはものすごく大きいという感じがしています。ですので、40 センチ未満とする理由を教えてください。

会長： それはカセットテープではなくて、プラスチックごみ全般においてということですね。

委員： そうです。

事務局： 国では 50 センチということなのですが、当市において現行、プラスチック類、粗大ごみは 40 センチ以上が粗大ごみという取扱いになっています。その関係で 40 センチとしております。

委員： 物によっては粗大ごみでなくても 40 センチとか 30 センチとか、いろいろなものがあるので、別に 40 センチにこだわらず、国で 50 センチと決まっているのだから、それでいいのではないかと、私は思うのですが、いかがでしょうか。

事務局： 電気製品については 30 センチ未満、30 センチ以上が粗大ごみで取り扱っており、粗大ごみは 40 センチ以上ということで、現行条例で定められております。

事務局： 追加で答えをさせていただきます。まず、この 40 センチの規定については、今、市の条例に沿って粗大ごみになるかどうかの基準です。今、お話しさせていただいたことについては、電化製品においては 30 センチ未満、それ以外のものについては 40 センチ未満ということで、そのラインによって粗大ごみになるか粗大ごみにならないかという事で、条例で定まっております。今回は、この条例部分を大きく変更しない形で、まずは、プラスチックを処理し、資源化していくというところで、条例を大きく改正しない形で進めていきたいというのが第一義でございます。粗大ごみになった場合、どうしているのかというと、1つ1つ分解をして、プラスチックの部分、鉄の部分、木製の部分という形で分別をしていますので、なるべく市民が混乱しないような分別方法で排出をお願いしたいと考えているところでございます。

委員： もし不都合があれば、条例を改正していただいたほうがいいのではないかと思います。今、プラスチック関係のごみは大きさを制限していないですよ。ですから、発泡スチロールでも 50、55 センチを出しても持って行ってらっしゃるのですよ。ですから、今やっているのに、逆に言うと、規制がかかるといえる気がするのですが、いかがでしょうか。例えば条例に抵触するといっても、プラごみについては除くというような、何かそういう条件をつけて 50 センチにするとかできないのでしょうか。知恵を出してみてもいいのでしょうか。

事務局： 今、プラスチックというところでは、例えば衣装ケースだとか、そういったものについては 40 センチを超えますので、粗大ごみという形で収集させていただいているところですが、先ほどお話しをされている発泡スチロールの容器については資源プラスチックで回収をさせていただいているところですが、大きなものについては、一定程度壊して小さくしていただいている場合もございます。確かに条例改正をすればというところもあるかとは思いますが、まずは、このプラスチックを資源にしていく中では、できれば条例改正をしない形で、収集を行っていきたいと考えているところでございます。

委員： 後ほど出るかと思うのですけれども、有料か無料かによってもこれがちょっと変わってくるかと思えます。有料になれば当然袋ですから、切り刻んで小さくして入れたほうが入ります。ですので、その辺の絡みもちょっとあるかなとは思っています。

会長： そうですね。今回、この審議の後に、次の議題、有料化でかなり盛り上がるのではないかなとちょっと思っているのですが、そのときに審議したいと思えます。

委員： 先ほどの事務局の説明も別な見方があるのではないかと思うのですが、今回の我々が審議しているポイントは、資源プラスチックと称して容り法ルートに乗るものを、量をどれだけ増やして、SDGs 上、貢献していくかということだろうと僕は考えています。環境省が 40 センチ以下と一応リコメンドしているのですが、容り法は、40 センチになっていますか。

事務局： 国が 50 センチです。

委員： これ違うのですか。50 センチですか。でも、頂いた資料は 40 センチです。

事務局： それは国分寺仕様で作り直したものです。

委員： そうですか。もう作ってある。そうですか。では、ちょっと止めます。すみません、今の発言は割愛しておいてください。

会長： いえ、そういうことも言っていていただいて全然結構です。私も理解が及んでいないところがあります。今の話は条例では 40 センチ以下に縛っているから、その下でということですからけれども、委員としては、その縛り自体がどうなのかというご意見もあります。

委員： 僕が言いたかったことは、容り法ルートに乗るのであれば、国の基準を守っておかないと容り法ルートから外されるよという可能性があるんで、やはり国の言うことを、あまり守りたくはないのだけれども、言うことを聞かざるを得ないときもあるかなと。それを申し上げたかった。

会長： ご指摘ありがとうございます。

委員： 今の大きさの問題は、次の、例えば資源プラスチックと製品プラスチックを一緒にした場合の、袋を作ると思うのですが、指定収集袋の大きさにも関わってくる話だと思います。例えば 40 リットル袋だと、結果的には 50 センチで入るのか入らないかとか、入ってしまったら当然集めますよね。ですから、その辺はちょっとどれぐらいの容量のものが入るのか。市は、条例は現行のままとしたい。さっき委員がおっしゃったように、その 10 センチの違いで入れる個

数とか、市民にとっては、50センチになった方がいいねとか、そういうことになるのか、あるいは、あまり変わらないのかとか。ちょっとこれからその辺の程度問題は考えておいたほうがいいのかなどは思います。

会 長： ありがとうございます。前回、ご出席されていなかった方にちょっと説明させていただきますと、資料6のところに羅列されているので、前回の審議でちょっと意見が出た内容、それに基づいて修正案を提示させていただいています。例えば2番目のカセットテープ。何でこんな事をわざわざ言うのだろうと思うかもしれませんが、今40センチ、50センチの話が出ましたけれども、カセットテープのサイズは当然40センチ以下ですが、その中に含まれているテープの長さが40センチメートル以上になります。ということは、そこにサイズ的な問題が生じますので、もともとはハサミで切り刻んで40センチ以下にして捨ててくださいということだったのですけれども、審議会でそれはちょっとおかしいのではないかと意見が出ました。もともとなぜテープが駄目かという、機械に絡まってちょっと支障を来すという問題もあってそういうことにしていたのですけれども、それならば、そもそもやせないごみと定義づけたらいいのではないかというような修正案。ほかにも分別ハンガー等々ありまして、審議の内容をもとに事務局で修正いただいたが、今回もう一度、第2回で審議にあがってきて、皆さんにご意見等を伺っているという流れです。

ほかに、それを踏まえまして、委員、どうぞ。

委 員： 大変細かい点を申し上げるようなのですけれども、2ページ目のフローチャートですが、スタートの「全てプラスチックでできていますか」を「いいえ」にしたときの流れで、最後に「プラスチック以外はやせないごみへ」、それから右は、「それ以外はやせないごみへ」とあるのですけれども、細かいのですけれども、プラスチックと紙でできているものとか、プラスチックと布でできているものとかもあるので、正確に記載するならば、それ以外はやせないごみだけではないのではないかなと思いましたので、申し上げます。

事務局： 事務局です。今後、再度修正をしたいと思います。

会 長： ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

委 員： すみません、前回出ていなくて、話に上がっていたら申し訳ないのですが、質問させてください。プラスチックの汚れを取り除いて捨てるということで、いつもどのくらい洗剤を使って一生懸命洗ったらいいのかなと、ちょっとモヤモヤしながら洗っているのですけれども、ある程度キュッキュというレベルまで、食品トレーとかだったら洗ったほうがいいのかなど思いながら洗っております。ちなみにこれを適当に洗って捨ててしまった場合、資料上だと「リサイクルできません」としか書いていないのですけれども、具体的にはどのような支障が出てくるのでしょうか。その辺りがもうちょっと分かると、自分としてもちゃんと洗おうとか、ちゃんと分別しようとか、そういう意識が高まるなど思って質問させていただきました。

事務局： 一定程度の汚れを落とすのであれば、リサイクルのほうには行くのですが、マヨネーズとかそういうもので、容器を切らないでそのまま残っているよ

うな場合は、もやせないごみに出していただければと思います。基本はそのような容器の場合、切っていただいて、ケチャップとか、そういうのは洗っていただければ。容器のほうに出していただいてリサイクルになっております。

委員： ありがとうございます。容器をあけてという部分なのですがけれども、その必要があるのは収集した後、恐らく洗浄しているのではないかなと思っているのですがけれども、その洗浄の際に、機械に入れてガラガラ回すときに、ある程度密閉しているようなものだとか汚れが取りきれないからという理由でしょうか。

委員： 洗浄していません。

委員： 洗浄していないのですね。それでは、家庭から出したものそのままリサイクルしているのですね。

委員： やっぱり事務局にこの前から論点整理で出しているのですがけれども、現状把握、まず、みんなで意識統一しなくては駄目なのです。3年度のデータによると、それから用語もきちんと整理したいと思うのです。廃製品プラとか製品プラとか、それからプラスチック資源とかプラスチックごみとか言っていますけれども、確かごみカレンダー等で国分寺市がいつているのは資源プラスチックですよね。その名目で集めているのは2,160トンあって、そのうち1,970トン、約9割ぐらいを容リ法ルートに乗せているのです。残りが190トンあるのですが、これが排除物で、これはどうしているかというところが不明確で、その事が多分、委員の方が話した容器の中にマヨネーズが残っているもの、それはどこに行っているでしょう。この排除物をまず決めたほうがいいと思うのです。僕はたまたま排除物という名前を使っているのですが、それは、JT環境かどこかに行っているのでしょうか。

事務局： そうです。

委員： その辺は、委員の方がやっぱり現状を認識していただかないと、これからのお話も本当に重要になってくると思いますので。

会長： そういう意味では大変大事なご指摘だと思います。特に汚れがどれぐらい付着しているかというのは、前のときも話が出ていまして、これを定量的に定義するのが結構難しく、例えば体積が100あった分の2割ぐらい汚れていたら、汚れになっていますよというのかどうかという変な線引きをすとなおさら大変になるみたいなので。そこで、皆さんの常識と良心でお願いするという事なのですがけれども、その一方で、委員が今おっしゃっていただいたみたいに、内容物が入った場合はただのプラスチックではなくて、そちら側に行くみたいな。そういう情報共有もやっておくのが大事かなと思います。かくいう私も、しっかり理解してないところがありまして、今、最後に出てきて大変助かりましたとコメントさせていただきます。その件も、この後の有料化のところでもちょっと関わってくるかなと思いますけれども、まずは、この資料6に関しましてほかにご意見、コメントございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局： 今のところ説明したほうがよろしいですか。

会長： お願いします。

事務局： まず、今、委員がおっしゃっていただいた部分で、幾つか言葉を整理する必

要があるということなので、現状で集めさせていただいているのが資源プラスチックといいますが、これを容器包装プラスチック製品などとして集めています。容器包装プラスチックというのはカタカナでプラと書いてあるマークがついている容器となります。そういったものを、市のほうでは資源プラスチックという形で回収をさせていただいています。今回、製品プラスチックというところについては全てがプラスチックだけでできている品物を製品プラスチックと呼ばせていただいています。今回、容器包装プラスチックと製品プラスチックを合わせて皆さんにご検討いただいているのがプラスチック廃棄物という仮の名称で呼ばせていただいております。

先ほど委員のほうでもご説明していただいたように、ちょっと次の資料のところにも係る部分なのですが、令和3年度ですと、資源プラスチックとして皆さんのご家庭から出されたものを市が回収したのは2,163トン。容器包装リサイクル協会に引き渡したのが1,971トンで、全量ではないというところになっています。ここの部分については先ほど、どういったプラスチック、例えば洗うのであればどの程度洗ったほうがいいのか。そもそも洗うこともしないで出した場合はどうなるかということだと思います。一定程度、すすいだという形で、例えばカップラーメンの容器なんかですと、スープの色が残ってしまったりするぐらいはあると思いますので、その程度であれば大丈夫だとは思いますが、全く洗っていないようなものであるとか、マヨネーズでいうとマヨネーズが少し残っているようなものがあれば、それはもやせないごみに出していただくことになります。

実際そういったものが資源プラスチックに入ってきた場合、清掃センターのほうで作業員が1つ1つ抜いています。それを、廃プラスチックという形で資源化をしています。どういったものに資源化されているのかというと、スラグ、メタルといまして、スラグは、アスファルトの原料、メタルはご存じのように鉄の原料という形でリサイクルされています。こういったものをできるだけ取り除いていただいているのですけれども、中には分別がなされていない場合、または汚れが落ちきってない場合、モバイルバッテリーが入っていたりだとかということもありますので、そのようなものを抜いているので、収集から処理までが全量ではないという部分が生じているところです。

会長： ありがとうございます。これで議事のプラスチック廃棄物の分別及び収集方法の在り方についてを終了したいと思います。

議事次第を御覧ください。次は、次第の3です。プラスチック廃棄物の費用負担の在り方について説明を、事務局からお願いいたします。

委員： 議長、すみません。今の議長総括では、分別方法はどういう結論になったのでしょうか。すみません、総括していただけますか。もちろん収集方法と収集費用を検討してから最後に分別方法、このやり方でフィードバックをかけてもよいのですが、まずは、分別方法としては40センチ未満で完全なプラスチックのものは資源プラスチックに入れても良い。そういう結論でよろしいですか。

会長： そのとおりです。

委員： 分かりました。

会長： 委員，よろしいですか。では，改めまして，議事次第3で事務局より説明をお願いいたします。

説明員： 環境対策課の和智と申します。よろしく申し上げます。本日，私から，前回副市長より諮問させていただきました諮問事項の3つ目，費用負担の在り方についてとなります。事務局から事前に配付させていただきました資料につきましては，資料ナンバー7，プラスチック廃棄物の費用負担について資料8として多摩26市の家庭ごみの有料化実施状況。また，参考といたしまして，市報特集号の「ごみ減量リサイクルだより」というところになります。ここから先は着座にて失礼いたします。

それでは，資料7についてご説明させていただきます。資料7につきましてはもやせないごみと資源プラスチックの年間収集量実績と処理経費について，平成29年度から令和3年度までの5か年分の実績を記載しております。また，処理経費につきましては，皆さんのご家庭から収集する際に関わる経費と清掃センターで行っております中間処理。先ほども，課長のほうから説明がありましたがもやせないごみを人の手によって選別しており，資源化できる金属などを選別しております。こういったものに係る経費，また，再資源化可能な金属などにつきましては，リサイクルを行う最終処分に関わる経費。こういった経費の合計額から，もやせないごみ1キログラムを処理した経費を算出したものとなっております。また，もやせないごみの右側に記載のあります，もやせないごみ質分析（湿ベース）につきましては，もやせないごみに混入されておりますプラスチックの混入率の割合と，混入率から算出いたしましたプラスチックの量を記載しております。ごみ質分析につきましては，資料7の中ほどより下のところに記載がございますが，皆さんのご家庭から収集したままの状態でごみの中身について分析を行う手法となりますが，より実態に即した分析結果を得られるといった内容となっております。その上の四角い囲いのある部分につきましては，上記，過去5か年の平均値を記載しております。

それでは各年度のもやせないごみの収集量と処理経費，またプラスチックの混入量を見ていきましょう。もやせないごみ，直近で，令和3年度の収集量1,725t，処理経費につきましては，キロ当たり196円。トンにしますと19万6,000円。単純に，収集量を掛けますと，もやせないごみだけで約3億3,800万円。これが皆さんのご家庭から収集して最終処理をするまでにかかっている経費となっております。右側にスライドしていただきますと，こちらの収集したもやせないごみの中にプラスチックがどれだけ入っていたかといった混入率につきましては，35.5%。こちらを重量換算しますと，約612トンがもやせないごみの中にプラスチックが入っています。令和2年度につきましては，収集量が1,866トン，処理経費キロ当たり199円。こちらをトンに直して19万9,000円，単純に計算しますと，3億7,100万円の金額がかかっています。また右側にスライドしていただきますとプラスチックの混入率が43%，重さにしますと約804トンプラスチック混入しております。あと，平成29年度まで

は確認していただければと思うのですが、令和3年度から平成29年までの過去5か年平均については、もやせないごみの収集量が約1,723トン、処理経費につきましては、キロ当たり162円、トンで計算しますと約2億7,900万円という金額がもやせないごみの処理経費となっております。右側にスライドしていただきますと、5か年平均のプラスチック混入率、36.1%。重さにしますと約618トン。この618トンというのが、今回、もやせないごみから分別を皆さんにさせていただいて、プラスチック廃棄物として容器包装プラスチックと一括収集するであろうという見込み量となります。

それでは、下段の資源プラスチックに移ります。資源プラスチックにつきましては、もやせないごみと同様に年間の収集量、また処理経費を記載しております。右側には再資源化を図る際に日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化（リサイクル）を行っております。先ほど、こちらでも課長からご説明があったところなのですが、収集量と引渡数量に開きがございます。それは、汚れが付着したもの、またプラマークがついていない容器包装以外のもの、異物といわれるものを除いた数量になりますので、令和3年度の収集量については2,163トンあったのですが、容器包装リサイクル協会に引き渡した量につきましては1,971トンという数量となっております。資源プラスチックの処理経費につきましては、令和3年度についてキロ当たり171円、トン当たり17万1,000円ですので、皆さんのご家庭から収集して、日本容器包装リサイクル協会へ引き渡して再商品化をするまでに約3億7,000万円かかっているといった処理経費となっております。

右側の日本容器包装リサイクル協会での処理単価につきましては51円という記載がございますが、こちらについては最終処分費という形で、左側の処理経費に含まれている金額となっております。日本容器包装リサイクル協会の処理単価につきましては、容器や包装類を製造する特定事業者が99%負担しております。国分寺市を含めた市町村が残る1%を負担しているといった負担比率となっております。この処理単価につきましては、容器協会日本容器包装リサイクル協会から通達が来て、毎年、処理単価が更新されているといったとなっております。

裏面をお願いいたします。裏面上段の資源プラスチックの市町村負担率と特定事業者の負担率につきましては、先ほどお伝えしたとおりです。その下の製品プラスチック、こちらが今ご審議を頂いているプラスチック廃棄物の処理経費というので、令和5年度の処理経費につきましては、事務処理手数料については、トン当たり1,211円が日本容器包装リサイクル協会から公開されているのですが、実際、プラスチック廃棄物を処理する単価につきましては、現在まだ公開されておりませんので、公開されましたら皆さんにお示しをしたいところではございますが、先ほどのもやせないごみに混入されているプラスチックの混入率約618トンに1,211円を掛けますと約75万円という事務処理手数料がかかるというところですが、それ以上に、処理単価が大きくかかって、こちらの単価がまだ公開されておりませんので、金額的にはかなり跳ね上がると思

われます。また、資源プラスチックと違うところは、市町村負担率が 100%というところで、容器包装プラスチックは1%ですので、全て市町村が負担し資源化をしていくところが大きく違った点となります。

下段、市の取組としまして、ゼロカーボンシティを令和4年2月に表明しております。また、前回ご意見などがありました持続可能な開発目標、SDGs、の関連深い目標についてもお示しをしていますので、ご参考までにご確認いただければと思います。

簡単ではございますが、資料7の説明を終わらせていただきます。会長、よろしく願いいたします。

会長： ありがとうございます。それでは、今、事務局からご説明いただきました内容について、ご意見、質問等よろしく願いいたします。多分理解が及ばないところもあると思いますので、もしよろしかったら再確認でも結構です。委員、どうぞ。

委員： もやせないごみの質量分析の結果から、例えば令和3年度は1,725トン中612トンがプラスチックで、混入率は35.5%この612トンが最大で製品プラスチックになるという理解でよろしいでしょうか。つまり、分別できないものもあるわけです。だから、実際は市民がそうやってやったとしても、どうしても分別できないものは残るので、これはあくまでも最大値ですよ。

それともう一つ、過去5年間の平均ですけれども、プラスチックの混入率が36.1%という値になっていますけど、これは全部のパーセンテージを足して5で割った数字であって、実際こういうの出すときは618トン割る1,723トンで、35.9%と出すのが普通ではないかなと思うのですけれども、違いますか。

説明員： 委員のおっしゃるとおりです。申し訳ありません。修正させていただきます。委員の皆さん、申し訳ありません。622tに修正をお願いします。

委員： 有効数字が三桁までで自信のある数字ですか。

説明員： はい。最大値ですので、これだけは見込めるというところではあります。

委員： せいぜいこういう世界だと二桁までだと思いますけれどもね、有効数字は。

委員： この混入率は、毎回全部はかっているわけではないですよ。

委員： それはサンプルを抜き出して分析しているということですね。

説明員： そうです。市内を5地区に分けて、そこから無作為抽出をして、実態に即した分析をしている数字となります。

委員： ある程度の幅がある中でのこれぐらいと。

説明員： そうですね。

では、質問させていただきます。ごみ処理費経費のところですが、令和元年と令和2年度で50%増しになっているのですよね。もやせないごみも資源プラスチックも。これよく見ると1.5倍になっている。これは何が理由なのですか。どちらも、例えば資源プラスチックを見ると120円から180円になっています。1.5倍、5割増しなのですね。急に上がっている。上のもやせないごみも大体1.5倍になっているのですが、この境目で一体何があったのですか。原油価格がえらい上がったとか、僕らのベース賃金がぐっと上がったとか。

委員： どっちかというところが下がり気味。すみません、何でこんなに上がったのですか。カウントが違うとか、変えたのかな。

説明員： こちらについては単純に収集量が令和元年度 1,710 トン、令和2年度が 1,866 トンと収集量が増加しておりますので、それに関わる経費も上がっていると推測できるのです。

委員： 元年度を見てください。1,710 トンですよ。令和3年度 1,725 トン。

委員： 同じ関連なのですけれども。

会長： よろしいですか。では、関連だったら、委員。

委員： 今、言われた中身ですね。平成29年度と令和元年と一番上の令和3年、もやせないごみ。ここは収集量はおおむね似ているのですが、1,717 トン、平成27年、元年が 1,710 トン。3年が 1,725 トン。それなのに金額が令和3年がやっぱり高いですよ。なぜ高くなったのだろうかというところです。

会長： これは、事務局のほうで手持ちの資料で説明できるのであれば、ここで回答したいのですけれども、これ外に出して、そちらで経費等決めていると思いますので、後日改めてということではいかがでしょうか。今後ご指摘コメント頂いたということで、これ沈黙が長く続いても、つらい時間になりますので。

説明員： 申し訳ありません。一旦預らせていただいて、最終回のときにお答えできるようにしたいと思います。

会長： では、委員のコメントを聞いた後で、ちょっと10分休憩しましょう。ちょうど1時間経過したので。

委員： もう1つだけ質問させてください。

会長： もちろん、委員の質問の後です。

委員： 資源プラスチックのこの1ページのところを見ると、右側に、確認ですが、日本容器包装リサイクル協会に、我々はトン5万円を払っているということですね。それはよろしいですか。トン5万円払っているということ。

説明員： おっしゃるとおりです。

委員： これが1%に相当するわけですよね。

説明員： はい。

委員： そうすると、トン当たり500万円の処理費を廃プラにかけているわけですか。容リプラ。トン500万円ですよ。

説明員： そうですね。日本容器包装リサイクル協会については99%が特定事業者の負担となり、市町村が1%算出すると、委員がおっしゃるとおりの単価となります。

会長： では、このタイミングでちょっと10分間ほど空気の入換えの休憩をしたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。再開は4時10分でお願いたします。

(休 憩)

会長： 再開したいと思います。今、事務局から資料7についてご説明あったのですが、追加で資料2点に関しても、事務局から再開とともにご説明いただこうと思います。では、事務局からよろしく願いいたします。

説明員：引き続き着座のまま失礼いたします。次に資料の8，A3の横長の資料を御覧いただければと思います。資料8につきましては、多摩26市での家庭ごみ有料化実施状況を一覧にしたものとなります。また、26市の記載につきましては、左側、国分寺市をナンバリング1としておりますが、八王子市以下、西東京市までは市制施行順に記載をしております。表の見方としましては、左側に多摩26市での容器包装プラスチック、当市でいう資源プラスチックの有料化実施状況、また、右側には、もやせるごみ、もやせないごみの有料化実施状況といった内容となります。今回はプラスチック廃棄物の一括収集ということで、右側に記載のあります、もやせるごみ、もやせないごみにつきましては参考としてご確認いただければと思いますが、現状、多摩26市全ての市において有料化を実施しているといった状況となっております。

左側、容器包装プラスチック、国分寺市でいう資源プラスチックの有料化につきましては、有料化実施年度という欄に和暦にて記載のありますナンバー6青梅市をはじめ、既に15市で有料化が実施されているといった状況となっております。また、ナンバリング17の狛江市、下段の23の稲城市こちらの2市につきましては、令和5年、次年度から有料化の実施を予定しているといった状況となっております。そういった状況で、当市を含め有料化の未実施市は現在9市といった状況となっております。

また、令和4年4月1日に施行されましたプラスチックに関わる資源循環の促進等に関する法律の施行に伴いまして、有料化未実施の市に、現在、有料化に向けた検討状況について、当課からリサーチをした結果を記載しております。検討中と回答がありました市につきましては、当市のほかに、ナンバー4の武蔵野市が検討中という回答を頂いております。

最後になりますが、既に容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括収集を実施している市につきましては、資料の中ほどに○×にて記載しておりますが、ナンバリング5の三鷹市をはじめ、既に6市で実施しているといった状況となっております。

簡単ではございますが、資料の8の説明を終わらせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。この資料8の内容に関しまして、質問、コメント等ございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。先ほどと同様に、ちょっと追いつかなかったとか、もう1回説明してほしいでも結構です。

委員：すみません、1つだけ。有料化しているところの市で、処理費用の何%ぐらいをそれによって補填されているかという情報はお聞きになられましたか。

委員：例えば、ここだと、プラスチックごみでトン当たり17万円ぐらいかかっていますよね。それに対して有料化ということは、ごみ袋を売るわけでしょう。その収入です。それを少し補填するわけでしょう、この17万円に。違うのですか。何かおかしいですか。

会長：この後の審議にも関わるので、これについては、どうでしょうか。

説明員：申し訳ありません。そこまではリサーチできていないので、他市の状況はつ

かめておりません。

委員： 例えば 10%をそれによって補填するのか、1%ぐらいなのか。問題はいかにプラスチックの資源循環を図るかということですよ。だって一番の目的はそこはずなのです。SDGs 上はですね。いかにCO₂エミッションを減らすかということですから。そのために本当に有料化することがいいのかというときに、その費用が、市にとって入ってくる収入が 10%なのか 1%なのか 0.1%なのか。そこはまた議論の余地があるなと思ってお聞きしたかったのです。

説明員： 申し訳ありません。現在そのパーセンテージについては持っておりませんので、もし次回でよろしければ回答させていただきますので、預からせていただきます。

会長： 委員、お願いいたします。

委員： ちょっと料金と関係しないのですけれども、ペットボトルはどこに属するか。今までどおりの収集なのか、それとももう全部このプラに含まれるのか。どうなのでしょう。

会長： この表に関してですね。

委員： ペットボトル。

会長： いかがでしょうか。

事務局： ペットボトルについては、分別をペットボトルという区分で1つのカテゴリーとして捉えていますので、現状どおりペットボトルとして、今後、水平リサイクル、ボトル to ボトルといったところで資源化を図っていく予定しております。

委員： 分かりました。ペットボトルの収集ですね。拠点収集に替えて個別収集としましたが、以前と比較して量が変わったとか。何か顕著に変化はあったのでしょうか。ペットボトルの回収は無料でもいいのか。この次の資料にあるのでしょうか。けれども、幾らぐらいかかっているのか、はっきり言って無料だとどんどん出すのですよ。私の住んでいる近くの拠点でやっていたときは、車に積んできて降ろしていくのですよ。うちなんかは買ったところへできるだけ返しているのですけれどもね。ですから、今、ペットボトルをうちは出していないのです、市の回収には。そういうことを考えると、安くとも有料にする方がいいのかなと思う。買ったところへ戻す。そういうふうになるのかなという気がします。以上です。

事務局： 拠点から戸別収集にペットボトルを変更したとき、確かに戸別にしたほうが増えています。令和3年度については 295 トン、令和2年ですと 204 トンとなっております。市の考えでは、基本は買ったところに返すということでございます。拠点収集、また、リサイクル協力店ということで大型店舗、オーケーとか西友とかありますが、そういうところに聞いたところ戸別回収に変更しても、拠点の店のほうに返ってきた量については変わらないということは聞いております。以上です。

委員： ありがとうございます。

会 長： ほかにいかがでしょうか。委員，どうぞ。

委 員： この表の備考欄について書いてあることで伺いたいのですが，他市の状況なのでお分かりになれば結構ですが，幾つかの，3品目共通の袋を使用とか，2品目は共通の袋，あとは容器包装プラスチックと不燃は同一という記載があるのですが，こういう実践例というのは，分からなくなってしまうのかなという素朴な疑問を持ちまして，今，色別になっているので間違っ出すことはなくて，万が一間違っても，今日はこの日ではなかったと一目瞭然なのですが，もしこれも同じ袋ですと，収集した後の作業で違うものが混ざっていたという手間が増えるのではないかなと思ったのですが。また，一方で，同じ袋にすれば，その袋を作る費用が浮くと思いますので，メリットもあるのかなと思いますし，こういうことは実態として何かお聞きになったことがあれば教えていただきたいと思いました。

会 長： 狛江市とか，そういうところですね，委員が今，おっしゃっているのは。

事務局： まず今，袋の色別のところについては，この後，事務局のほうからお話をさせていただきたいと思っています。あと，同一の袋を行っている市町村については，市といたしましてもやはり懸念しておりまして，どういう状況なのか聞いてみましたところ，市民の皆さんのごみの分別の意識が高いということで，あまり大きな影響，いわゆる混入しているケースというのは，同じ色の袋にしたからと言ってあまり変わりはないと聞いています。

説明員： もう1つのほうですが，清掃センターに入ってきたりして処理が不明確になるのではないかとといったところは収集車両が何を集めているかというのが明確になっているということと，清掃センター，国分寺市でいう中間処理施設に搬入した際も，どこに何を下ろすかというのが明確になっておりますので，そこに不適合物が入るといったことはありません。以上です。

会 長： ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。今，ちょっと委員からお話がありましたけれども，今回の一番の目的というのは，プラスチックごみを減らしたいということですね。もともとはプラスチックごみの使用量を減らしたいということです。そこが根底にありますので，どうぞよろしく願いいたします。

では，事務局から引き続きお願いいたします。

説明員： 資料7，資料8をご説明させていただきます。参考でお配りした資料につきましては，既に皆さんのご家庭でも配られているところでもございますので，参考という形で配らせていただきました。この後，検討事項ということで4点ほど，本審議会より方向性についてご確認をさせていただきたいという案件がありますので，引き続きお時間を頂ければと思います。

まず，先ほどから有料化という話が出ておりますが，プラスチック廃棄物の費用負担の在り方については，当市では有料化を実施したいと考えております。考え方につきましては，今，会長からもご発言がありましたが，まずご家庭から排出されるプラスチック廃棄物の発生を抑制し，減量することを目的としております。また，どうしてもご家庭から出される容器包装プラスチックと，一

括収集したプラスチック廃棄物につきましては日本容器リサイクル協会を通じてきちんと再資源化を図っていくということ。さらに、有料化につきましては、プラスチック廃棄物の排出量に応じた費用負担の公平化を図ることを目的として有料化を実施したいと考えております。こういった当市の考え方について、本審議会にご意見などを頂ければというところで、会長、一旦お預けいたします。

会長： ありがとうございます。それでは、これでコメント聞いてよろしいですかね。

説明員： はい。

会長： 今、皆さん、分かりますかね、議題の内容というのは。では、コメント、質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

委員： ちょっと今、説明があったのですけれども、有料化の金額が一番のポイントになるかと思うのですが、40 リッター、20 リッター、10 リッター、どういう区分でどういうその金額を予定されているのか。もしそういう予定があれば教えていただければと思います。

説明員： この後の検討事項でも取り上げさせていただきたいというところがありましたが、先に申し上げますと、当市での考え方については、現在、もやせないごみともやせるごみの袋を有料にしておりますが、もやせないごみの袋と共通の袋でプラスチック廃棄物を有料化したいという考え方をこの後お示しさせていただこうという予定でございました。現在、副会長からご質問があった価格についても、現在、もやせないごみで販売をしております価格と同額の価格設定をいたしたいという考え方をしているというところで回答させていただきます。

会長： ありがとうございます。よろしいですか。まず1点目をもう1回整理すると、有料化でいくことについて、ご了承いただけるかどうかですね。皆様、これについては、あまり異論はないのかなと私は受け止めていますが、よろしいでしょうか。分かりました。ありがとうございます。

それでは事務局、引き続きよろしくお願ひいたします。1個1個行きますかね。

事務局： はい。そうしましたら2番目。副会長からもありましたが、価格設定というところで、もう申し上げたとおり、もやせないごみと同額の金額ということで、もやせないごみについては5リットルSサイズが10枚で100円、Mサイズが200円、Lサイズが400円、LLが800円と4つの種類で販売をさせていただいております。金額的に、プラスチック廃棄物と価格差をつけてプラスチック廃棄物のほうを安くしてしまうと、異物が混入してくるということが予想されます。日本容器包装リサイクル協会を通じて資源化を図る際に、そういった異物が入っておりますと、日本容器包装リサイクル協会での品質検査の際にDランクとなってしまう再検査、もしくは、日本容器包装リサイクル協会を通じて再資源化が次年度以降できなくなるというところも踏まえ、金額的には同額設定が望ましいという考え方を市は持っております。会長、お願ひいたします。

会長： 今、委員からのコメントも含めまして、皆様、コメント、ご質疑等、どうぞよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。委員、どうぞ。

委員： すみません、先ほど委員長のほうからプラスチックごみを減らしたいというお話があって、そのための有料化ということなのですが、ちょっと話を蒸し返すようで申し訳ない。

会長： 大事なご指摘だと思います。

委員： 有料化ということが前提でどんどん進んでいくのでしょうかね。何のためにやっているのだろうということで、有料化だけがその解決策ではないと思うので、それはどういった考えで、今、この議題を出されているのかなという点を伺いたいのですが。

説明員： 先行してご意見を頂いたところで、有料化の目的についてはプラスチック廃棄物のまず減量、家庭からの排出抑制と、いうところを大きな目標としております。現状、リサイクルにつきましては今日ご参加も頂いていますが、スーパーなどで自主回収をしておりますが、プラスチックに係る資源循環の促進法の施行により自主回収というのも今後積極的になってくるであろうというところがございまして、積極的に販売店に自主回収品目も多くしたりというのを求めていって、市のルートではなく、EPR（拡大生産者責任）において処理をしていただくといったような流れも構築していくというところで考えているところでございます。

委員： ありがとうございます。実質的に今の生活者の生活を見ると、やっぱりプラスチックごみを自分の努力で減らすということはなかなか難しい状況にあると思うので、おっしゃっていただいたように企業が回収努力をするというところに委ねられるところも随分あると思うのですが、恐らく一般の生活者の方がごみを捨てるときに一番参考にされるのはやっぱり指針なのですよ。そう考えると、あとは企業さんお願いねというだけではなくて、市のほうからも、プラスチックごみであれば、例えばこういうふうに回収してもらえるから、そういうところに持って行ってね。それによって家庭から出るプラスチックごみで自治体ルートを通る量が減らせるよ、みたいな周知をしていただいた上で、そういう考え方も全部含んだ上での有料化ですよということにならないと、ただ減らすために有料化します。あとは皆さんそれぞれ元の回収場所に持って行ってねとか、企業さん頑張ってねというだけでは多分解決しなくて、どういう考え方でごみを減らしたいのだ、そのために一部有料化してこういうふうやっていくのだという全体が見えないと、ちょっとそれだけの議論では、生活者がちょっと納得はしないかなと思っていて、リサイクルしなければいけないし、そこにお金がかかるということを皆さん分かると思うのですけれども、果たしてそこだけの周知でいいのかというのは、すごく疑問が残るところではないかなと思います。

なので、先日お隣でお話を伺っていたのですけれども、例えば食品トレーだったら、スーパーとかで積極的に回収されていると思うのですけれども、なかなかそこに持って行っていらっしゃる方は私の周りにはいらっしゃらないです。企業さんの努力でかなりの割合でリサイクルされているのですけれども、そこをご存じの方がやっぱりあまりにも少ないので、例えば食品トレーだった

ら、企業さんが収集しているので、そこに持って行ってくださいみたいなことをしっかりやっていく必要があるのではないかなと感じています。

会長： ありがとうございます。

委員： ちょっと別件というか、もちろん関連です。価格とはまたちょっと別の話です。

会長： 使用者の責任ではなくてね、生産者の責任というのも発生するという観点でコメント頂いたかなと私は受け止めました。

委員： そうですね。それを使用者の責任と言って自治体が何もしないだけではなくて、自治体からも使用者にこういう責任があるのでこういうところに持ち込みましょうみたいな告知をしていかないといけないのではないかなと思います。

会長： ありがとうございます。大変重要なコメントです。

事務局： 確かにトレーとかは、生協さんとか、そういうところに返してくれということですが、市からも、今、サンドラッグさん、ウエルシアさん。ドラッグストアのほうにちょっとお声をかけて、拠点ではなくて店舗回収をしていただくようなお話をしているところでございます。

委員： それについては事務局にお願いしてある。

会長： 今の話ですね。お願いします。

委員： 前から申し上げているのですけれども、僕はスーパーを 10 件ぐらいとかコンビニを 10 件ぐらい廻り、一覧を作って事務局にお渡ししているのですが違うのですよ。統一できませんかね。少しお金出して。せっかく新しく作るのだったら、ウエルシアさんやサンドラッグさんに頼むのではなくて、こういう形で、トレーだったらこれだと。要はスタイルを統一すると持っていきやすいです。食品トレーは違うでしょう、主婦の方。スーパーによって違うのです。スーパーによって。生協さんが一番充実しているのだけれどもね。では、マルエツさんどうかというと、違うのですよね。茶色のトレーをどうするのかとか、銀色が入っているとどうだとか書いているところもある。オーケーさんのですがね。それ統一してくださいよ。国分寺はそれやっているのだといって打ち出しませんか。そこへ戻るのが一番いいのです。

さっき使用者責任で、一言、1点だけ。僕はそれを消費者責任だと。消費者責任。だからこそ、分別を分かりするために、何とか、国分寺市はどこへ行っても同じボックスが並んでいて、そこへちゃんとみんな持ってきているという雰囲気作りませんか。

事務局： ご意見としてお聞きしておきます。

委員： そういうことね。もちろんです。

会長： では、委員、どうですか。

委員： 先ほど有料化については大方のご賛同を得たと思うのですけれども、もうちょっとこれを整理することがあると思っていまして、今、市のほうでは、もやせるごみ、もやせないごみ、これは当然減らしましょうということで有料化ですよと。それ以外リサイクル、リユースできるもの、例えば新聞とか本、雑誌とか、今のペットボトルとか資源プラスチック。これは当然資源化できるの

で、資源化を促進するために無料で集めますよというくりにしているのですね。今度はプラスチック廃棄物が何のためにあるかという、減らすためという話もあったのですけれども、これは最大限減らして、それでも残る場合は当然リサイクルすると。再資源化するという目的だと思いますね。あくまでも資源として活用しましょうということ。一方でこれは有料化ですねということで、ほかの資源は無料なのに、なぜプラスチックだけ。先ほどの話で、ペットボトルは依然として減らすべきものなのに、同じプラスチック製品でありながら無料ですねということで、そこをどう市民の方に説明していくか。有料化ということは、先ほどの話のように、もやせるごみ、もやせないごみと同じ値段ということなので、では、そことどう違うのですかというところがちょっと説明していく必要があると思うのですね。

一方では、そのためにはプラスチックをなぜ減らさなければいけないのかと。先ほどのSDGsの話もありますけれども、その前にやはりプラスチックの海洋汚染とか、目先の問題がいろいろありますよね。地球温暖化とか。そういうのをきちんと訴えながら、やはり減らしてくださいと。そのために有料化というところをちょっとよく整理していかないと。今のプラスチック廃棄物が資源なのかごみなのかと。ネーミングをどうするかという話、多分出てくるはずなのですけれども、そこはちょっと曖昧にならざるを得ないと思っております、その辺をやっぱり整理して、価格設定についても、例えば先ほどの資料ありましたけれども、有料化は15市がやっているのですけど、そのうち11市が半額ぐらいにしていますね。容器包装プラスチックにつきましてはそういうところもちょっと参考にしながら、価格設定はどうあるべきか。何よりも市民の方については、先ほど話がありましたように、どうしたら現状のごみ減量をおこなえるのかとか、あるいは市自らがこのプラスチック削減に向けてどのような姿勢を示すのか。市はこういうふうには、市自らが、例えば市がいろいろ調達しておりますけれども、プラスチックで調達していたのを別の物に切り替えましたとか、例えば自動販売機をやめて給水設備にしましたとか。市のほうもやはり自ら削減努力し、その代わりに市民に向かっては有料化でご協力をお願いし、なおかつ、プラスチックの削減をお願いすると。そういう姿勢でないと、多分これ、今こういう物価高騰の時期で、市民の皆さんもいろいろ苦労している。しかもコロナという段階で、この段階で有料化をお願いするには相当の覚悟を持ってやらないと、なかなか理解が得られないのではないかなと思っておりますので、その辺の議論をぜひお願いしたいなと思っております。

会長： 今、事務局からの質問内容に関しましては、有料化は皆さんご承諾いただいたみたいなきらみがあり、その次のステップとしまして、その袋の値段ですね。それを今議論しているわけです。実際にもやせないごみの袋と同等程度を受け入れていただくか。それに関しまして、今、委員だけではなくて、各委員から、その前提としてというお話もあります。どうでしょう、今日の委員会で前提とかをやると、かなり時間がかかってしまうかなと思っております。現実問題この議論をそのまま流すと、今、委員からもありましたように、無料化だったら、やは

り心情的な抵抗なしにプラスチックも増えていくということもあります。有料化するというのは皆さんご承諾を得たのですけれども、この価格設定となると、本当に議論するのは難しいですよ。事務局から原案としてもやせないごみと同程度ということですが、改めましていかがでしょうか、その点。ご承諾いただけますでしょうか。

委員： 例えば汚れがついたものは、そのままだったら確かもやせないごみですね。また、金属や何かで分別できるものは分別してください。ただ、取り外しにくいものの中にあります。苦勞して取り外して分けても分けなくても、結局袋の料金は一緒ということですよ。だから、志ある人はちゃんと分けるための努力をしてくれるでしょう。でも、面倒くさい人は、これちょっと金属ついているから、もやせないごみへポイになってしまうことは、逆にプラスチックごみの削減にならない可能性もありますよね。それと、家庭からの排出削減ということですが、今ネット通販とかが非常に増えています。また、コロナ禍でテイクアウトも増えています。Uber Eatsでプラスチック容器に入った食べ物が自宅まで届きます。でも、そういうのは買った店に戻すのはほぼ不可能です。そうするとやっぱり排出するプラスチックが家庭にたまっていく。生ごみだったらコンポストで削減できるけれども。そういうことでいうと、市民にできる削減と回収の仕方は価格とどうバランスを取っていくのかなという気はします。以上です。

会長： 委員、価格に関して何かコメントありますか。

委員： だから、安くしたらそっちに混入が増える。でも、安くしたら分別する人も増えるでしょう。だから、一緒がいいのか、ちょっとの差がいいのか、ほかだと半額ぐらいにしている市もあれば、一緒ぐらいの値段の市もあるので、それぞれどういう傾向なのかなと。市によって値段の差で何か違いがあるのか、全く違いがないのか、そういうところのデータも分かれば知りたいですね。

会長： ほかにいかがでしょうか。では、委員、お先に。

委員： 金額、非常に難しいところであると思うのですが、混入のリスクを考えて、もやせないごみとプラスチックを同じ価格にするということであれば、一案として、もやせないごみも少し値下げするとか、そういうことも考えてみることはいいのかなと思いました。

会長： ありがとうございます。委員、お願いします。

委員： 価格もそうなのですが、先ほど副会長からありましたように、ペットボトルは無料。これはプラと同じですよ。何でペットボトルはただでこっちは料金取るのですか。どうも私は説明がしにくいというのが1点です。ですから、ペットボトルも有料にして一緒に回収したらどうなのかな。そうすれば、ペットボトルも減るだろうという感じがします。それから、なぜ有料にするのか。少し物を減らすため、それだけなのか。市の予算がいっぱいあれば無料でもいいのだろうと思うのです。予算も関係あるのではないですか、どうなのでしょう、今まで無料の物を法改正で金を出さなければいけなくなる。それが大変だから、有料にしてほしい。その辺はどうなのでしょうね。物を減らすだ

けで金取るか、何かちょっと弱い感じがするのですよ。いかがでしょうか。

説明員： 有料化の実施については大前提で先ほどから申し上げておりますとおり、プラスチック廃棄物の減量、それを資源化していく際に、日本容器包装リサイクル協会を通じて冒頭資料7でもご説明させていただきましたが、事務処理単価についてはトン当たり 1,211 円が明確に公表されています。ただ、それ以上にかかってくる処理単価についての金額の明示がないというところで、プラスチック廃棄物については市町村負担率 100%というところで金額が見えないのですが、先ほど容器包装プラスチックのところで、委員からご質問ありましたが、99%が特定事業者負担比率で、トン当たり直すと 510 万円ではないかといったところの数値が出てきているというところを踏まえると、かなりの費用負担が市町村に乗ってくるというところもありますので、その辺の単価を見極める必要もあるのですが、有料化については大前提として、プラスチック廃棄物の減量というところで、SDGsで海洋ごみや、国分寺市においてはゼロカーボンシティを表明しておりますので、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくといったところを踏まえて有料化を実施していくというところでご回答させていただければと思います。

委員： その中にはペットボトルは入らないのですか。ペットボトルというのは全く別物なのでしょうか。

会長： 議員、お詳しいと思いますけれども。ペットボトルは一緒にできないような理由も、どうですか。

事務局： ペットボトルについては、先ほどの説明のところでもちょっと触れた部分はあるのですが、水平リサイクルという形で取り組んでいきたいと考えております。これは来年度から実施していきたいと考えておりますが、ペットボトルからペットボトルに再生させるという技術でございまして、こちら直近の数字ですと、ペットボトル全体の約2割が再生のペットボトルを利用しているといった状況もございまして、製品プラスチックですとか、いわゆる資源プラスチック、プラマークのついたところの部分等はちょっと分けて捉えているといった状況でございまして、ご理解いただければと存じます。

委員： ありがとうございます。今のペットボトルの件なのですけれども、ご存じだと思いますけれども、ペットボトルは単一の原料でできているのですね。ですから、ペットボトルを集めれば、ボトル・to・ボトルとか、いろいろな製品に生まれ変わる。それ以外のペットボトルについてはいろいろな樹脂が混ざっていますから、それをまた作業するには別の多分工程がかかると思いますので、やはりペットボトルはペットボトルで集めるということは当然効果があると思います。ほかの市でもプラスチックを全部一緒に集めていても、中間処理のセンターで必ず分けています。ペットボトルだけを分けて、ペットボトルの業者とかに出していますので、それはそういう形で国分寺もペットボトルはペットボトルで集めるということは当然、効果がある。それが有料か無料かという問題はありますけれども。

それからもう1つ、市のほうにお伺いしたいのは、先ほどの価格設定で、大

体プラスチックの年間の指定収集袋の販売金額ですね。このごみ減量リサイクルだよりを見ますと、これはもやせるごみともやせないごみは年間で2億2,000万円ぐらい収入が入っていますと書いてありますけれども、大体どれぐらい、今度の有料化によって収入が増えるのか。それが翻れば、家庭の負担がどれぐらいになるかということにかかってくると思いますので、もしその試算があれば教えていただきたいと思います。

事務局： 副会長がおっしゃられた収入の見込みについては、どれぐらいの排出量があるかということが明確ではないというところで、参考としてお配りしております「ごみ減量リサイクルだより」の一番下段の右側に、「令和3年度の家庭ごみ有料化に伴う処理手数料の収入の使い道」という欄がございます。そのこのフローの左の上段に廃棄物処理手数料収入というところに括弧書きで家庭ごみ有料袋分で、令和3年度のもやせるごみ、もやせないごみの袋の収入が2億2,414万2,000円という金額で、こちらの内訳については、黄色のもやせるごみ袋が1億8,500万円。また、藤色のもやせないごみ袋が3,900万円という振り分けになっております。それで、プラスチック廃棄物を有料化した場合となるのですが、皆さんは逆にご家庭で資源プラスチックを出されるときに毎週収集していて、どれぐらいの袋を出しているかというところで思い浮かべていただきまして、例えば20リットル、国分寺市のLサイズに値します。1枚当たり40円になります。こちらを毎週収集ですので4週あります。それが12か月、Lサイズの20リットルを毎週必ず出していくと、1年での費用負担は1,920円と見込まれます。家族の人数で変わってくると思うのですが、単純に現在、LLサイズで倍の40リッターというところが最大のサイズですので、一番大きな袋で毎週出すと、1,920円の倍というところで1年の費用負担があるというところまでは見込みが立つのですが、では、逆にこれがどれぐらい年間を通じてどういうところまで算出が至ってないので、精度を上げた数字については次回お示しができればお示ししたいというところでご回答させていただければと思います。以上です。

会長： では、申し送り事項として、よろしく願いいたします。ほか、いかがですか。今、審議は2点目です。それでは、2点目の審議に関しましては、これでよろしいでしょうか。委員からの特別なコメントを受けた上で進めてまいりますと思います。どうもありがとうございました。

それでは、引き続き事務局のほうからよろしく願いいたします。

説明員： それでは、こちらで予定した4つのカテゴリーの話が混在している中なのですが、3つ目で確認させていただきたいのが袋の作成というところで、もう既にもやせないごみと共通の袋でプラスチック廃棄物を有料化させていただきたいという市の考え方についてはお伝えしております。ここで新たにプラスチック廃棄物の専用の袋を作るという手法もなきにしもあらずというところがございまして、袋の作成について、もやせないごみの共通として使用するのか、新たな袋を作っていくのかというところがあります。その辺は冒頭でご説明したゼロカーボンシティの表明やSDGs、また市内のコンビニエンスストアなど

に販売をお願いしていきまして、種類が増えると販売スペースの確保が必要になったり、市民の皆さんがお買い求めいただくときに、複数、1種類増えると3つの種類の袋をお買い求めいただいて、それを保管したりというところを踏まえて、袋の作成についての方向性のご意見を頂ければというところをお願いできればと思います。以上です。

会 長： 4点目に行きますか。

説明員： 4点目、先ほど副会長から発言もあったのですが、プラスチック廃棄物についての区分というところで、ごみにするのか資源物にするのかというところの区分についてとなります。現在、当市ではもやせるごみ、もやせないごみ、有害ごみ、粗大ごみ、この4つをごみとして区分しているところです。また、資源としているのは紙類、布類、衣類、ペットボトルなどを資源として区分しております。容器包装プラスチックにつきましては、資源プラスチックとして、資源という区分で無料収集しておりますが、当市の家庭ごみの有料化に向けた基本方針平成25年の6月から家庭ごみの有料化を実施していきまして、その前段で作られた基本方針の中で有料化の対象はごみ、資源物は無料といった定めもございますので、有料化を実施する際はプラスチック廃棄物につきましてはごみという区分でしたいというところを考えております。その2点についてご意見を頂ければと思います。会長、お願いいたします。

会 長： 私の理解が遅くてすみません。4つの審議事項に関しまして私のほうでもう1回整理させてください。まず1点目は、このプラスチックに対して有料化をご承諾いただけるかどうかですね。2点目が、有料化をご承諾いただいた上で、その価格です。袋の価格。それが先ほどお話しいただいた点です。3点目が、その袋なのですけれども、もやせないごみと同じ袋にしていかがうか。その点ですね。その点も先ほどの議論の中でご了承いただいたかなと思います。今の4点目です。4点目、ちょっと事務的な難しさのところもありまして、つまり、資源だったら無料で、ごみだったら有料という前提があるのですね。プラスチックは資源として今までやってきたのですけれども、今回有料化ということになると、区分がごみになる。そこをご了承いただけますかというご提案ですね。コメントいかがでしょうか。ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。委員、どうぞ。

委 員： すみません。プラスチックに関してはリサイクルをしていくということが前提と考えると、それがごみになりますと言われると、「うん？」みたいな、何か矛盾していませんかという話になると思うのですが、その点はいかがでしょう。

会 長： ありがとうございます。

委 員： 事務局が答える問題ではないですね。

事務局： こちらで答えたほうが。

会 長： よろしいですかね。でも、事務局的には難しいですね、答えるのが。コメントとしていただいて、非常に重要な点なのです。だから、もっと大もとのところを変えたほうがいいのではないかということですよ。つまり、資源として

扱うので、リサイクルで有料化。有料化が先立って、資源なのにごみと区分するのでおかしいのではないかという非常に真っ当なコメントなのですけれども、もっと上のところで縛られているのですね、この内容というのが。異議、ありますか。

委員： なかなか説明が。

会長： 非常に重要なコメントで、これも議事録に残したいなど。

委員： 特にこれを市民の方に説明するときになかなか説明しにくいですね。

会長： そうなのですよ。非常に真っ当なコメントで、皆さんお気づきだと思いますが。

委員： どういうことということしか。だから、そことは違う理由で有料化なのでしょうとこちらとしては捉えるので。

会長： おっしゃるとおりですね。

委員： 上を変えられないのですか。

会長： いや、そこですね。だから、今回はその下の部分でこういうふうに議論しているのですけれども、その下のところの議論の中での重要なコメントとして上げる。そこが範囲かなと思いますけれどもね。いかがでしょうか。

委員： これは完全に矛盾していますよ。

会長： もちろん、もちろん。

委員： 有料化を実施することによって今まで資源だったものがごみになるわけではないので、あくまでもその条例上の区分の問題なので、そこはやはりちょっと大変かもしれませんけれども、条例を変えていただくしかないのかなと思います。

会長： ありがとうございます。その条例がある条件の下の状況なのですけれども、その状況において、プラスチック廃棄物を有料化する。有料化ということは区分がごみになるということなのですけれども、まず本日の点では、それをご了承いただけるかということですね。今、委員の皆様のコメントを踏まえた上でと申し上げたいと思います。非常に矛盾を感じますし、市民の皆さんにご説明したときに、それどういうことかと。条例変えたらいいのではないかというのは真っ当な意見で、そういう意見があった上でとつけ加えをさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

事務局： 貴重なご意見ありがとうございます。訂正させていただきたいのが、委員のご発言でありました条例ではなく、方向性を定める方針、基本方針で定めがあり、その方針を変えていけばというご意見を頂きましたので、意見として賜りたいというところで、ありがとうございました。

会長： よろしいでしょうか。先ほど音楽も流れてきたところなのですけれども時間になりましたのでこれで幕引きとさせていただきたいと思います。

それでは、今後のスケジュール等について事務局、よろしく願いいたします。

事務局： 皆様、貴重なご意見ありがとうございました。今後の審議会なのですが、次回、年明けの令和5年1月24日、いずみホールBホールで15時から開催を考

えております。よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

会長： ありがとうございます。ほかに何か最後にコメントありますでしょうか。ありがとうございます。それでは長い間、ご理解そしてご協力のほど、本当にお礼申し上げます。

それでは、本日、これで審議会を終了いたします。皆様どうも、ありがとうございました。

——了——